

25・労働協約第6回交渉開催！

9月2日、第6回の協約改定交渉が行われ、国労東海本部は要求の獲得に向け、根拠等を主張し、強く改善を求め、議論を展開しました。

国労東海本部・25労働協約改定第6回交渉、主な主張点

[安全及び衛生・業務災害補償に関する事項]

1. 社員の健康管理の充実をはかること

- 全ての定期健康診断の実施に要する時間は勤務とすること。
(基本協約第211条「健康診断等」)
- PETCT及び脳ドック・肺ドックについて、対象検査機関の拡大を図るとともに、補助制度の充実を図ること。
- インフルエンザ予防接種の指定医療機関を拡大すること。
- 新型コロナウイルス及びインフルエンザ等の感染症対策を行うこと。

[その他・諸協定・服務規程・福利厚生に関する事項]

- 熱中症対策を充実すること。
- 制服類の改善を行ない、制服のクリーニング回数を増やすこと。
- 託児所等のさらなる充実を図ること。
- Jネット端末をすべての職場に設置すること。
- 福利厚生における補助金等を引き上げること。

[社宅に関する事項]

- 持家住宅補給金の金額と受給年数等を見直すこと。
- 持家住宅一時金は新たに持家を取得した35歳未満の社員に40万円を支給すること。
- 専任社員の社宅・单身独身寮等利用料金は賃金に応じて減額する事。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：教宣部長